

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

後期高齢者医療制度の保険料率等を改定します

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに改定することになっています。
令和4・5年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。

保険料は、均等割額と所得割額の合計額です。

- ① 均等割額…被保険者全員に定額で負担頂きます。所得の少ない方等には、世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の均等割額軽減制度があります。
- ② 所得割額…被保険者本人の所得によって異なります。

※令和4年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

※保険料の賦課限度額（上限保険料額）が64万円から66万円に変更されます。

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額 (上限保険料額)
令和4・5年度(年間)	50,317円	9.33%	66万円

【問い合わせ】

健康推進課 保険年金係 (☎内線2058)

和歌山県後期高齢者医療広域連合 (☎073-428-6688)